

令和3年度 埼玉協安全運転コンクール実施要領

1. 目的 業界内における交通安全意識の高揚と安全運転の励行を図るため。
2. 名称 埼玉協安全運転コンクール
3. 主催 一般社団法人埼玉県トラック協会 交通・環境対策委員会
4. 後援 埼玉県警察本部
自動車安全運転センター 埼玉県事務所
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 埼玉県支部
5. 実施期間 令和3年6月1日(火)～11月30日(火)の6ヶ月間
6. 実施方法 会員より参加チームを募集し、期間中の無事故・無違反を競いあう。
7. 参加チーム募集要領
 - (1) 募集締切 令和3年5月7日(金)
 - (2) 募集チーム 1000チーム
 - (3) 申込書 参加申込書 様式1 及び運転記録証明書交付申請書 様式24
 - (4) 申込先 一般社団法人埼玉県トラック協会 交通環境部
〒330-8506 さいたま市大宮区北袋町1-299-3
TEL 048-645-2771
 - (5) 参加費 無料
 - (6) チーム構成
同一営業所に勤務している運転者10名とし、10名に満たない営業所は他の営業所又は他の会員営業所と合同でチームを編成する事が出来る。(但し、表彰状は1枚のみとなる)
6月1日の時点に於いて10名を下回ってスタートした場合は参加資格の対象外として扱うことにする。よってメンバーの変更は、5月31日までに報告を行うこと。6月1日以降のメンバー変更は認めない。
なお、参加者は自動車運転免許証(普通以上)を有し、専ら運転に従事している者とし、県外営業所は認めない。
8. 退職者の報告について
参加チームの中で退職者が出た場合は、その都度報告書 様式2 により協会へ報告する。
9. コンテスト期間中の事故・違反について
次の者は無事故・無違反資格者から除外する。
 - (1) 安全運転センターで発行する運転記録証明書の経歴に加えられる事故・違反並びに期間内の免許の失効、取り消し、停止処分(5月31日以前の事故・違反による期間内の免許の取り消し等の処分を含む。)

- (2) 安全運転センターで発行する運転記録証明書に加えられない構内事故等については物損事故の損害金額（過失割合によって算出される金額）が、20万円以上となるもの、人身事故については全治1週間以上を要する事故。
- (3) 酒気帯び、飲酒による違反・事故があった場合は、当該事業者のすべての参加チームを表彰の対象外とする。
- (4) 死亡事故があった場合には、当該事業者のすべての参加チームを表彰の対象外とする場合がある。
- (5) 事故の報告
参加者が期間中事故・違反をし、上記の範囲に該当する場合は、参加チーム代表者が、その都度報告書様式2により協会へ報告する。

10. 表 彰

(1) 表彰の種類と表彰チームの資格・要件

表 彰 の 種 類	資 格 ・ 要 件	備 考
県警交通部長と県ト協会長の連名による表彰	6ヶ月間チームの参加者全員が無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。	表彰状
県警交通総務課長と県ト協会長の連名による表彰	11月末現在において、退職により参加者が10名を下回った場合で、その全員が6ヶ月間無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。（ただし、退職者は2名まで）	表彰状
自動車安全運転センター埼玉県事務所長による表彰	参加者全員の無事故・無違反の年数を合計した数が100年以上となること。（参加者全員がSDカード取得対象となること）	表彰状
県ト協会長による表彰	11月末現在において、退職により参加者が8名を下回った場合で、その全員が6ヶ月間無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。（ただし、退職者は4名まで）	表彰状

(2) 表彰は県警察本部と協議の上、交通・環境対策委員会で決定する。

(3) 表彰式は令和4年2月に開催予定。

11. 運転記録証明書の取り扱いについて

参加者個別の無事故・無違反の結果は公表しないものとする。

12. この要領に定めのない事項に関しては、交通・環境対策委員会で定めるものとする。